

令和8年度 取手市立戸頭中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめ 子どもと一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（取手市みんなでいじめをなくすための条例第2条1項）

(2) いじめの基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。

いじめ問題の取組にあたっては、「いじめ」はどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが疑われる場合または認知された場合の「早期対応」と「再発防止」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、教職員の言動が子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識して関わる大切である。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑨いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消、再発防止のために、本校職員、生徒、保護者及び教育委員会、取手市教育総合支援センターをはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

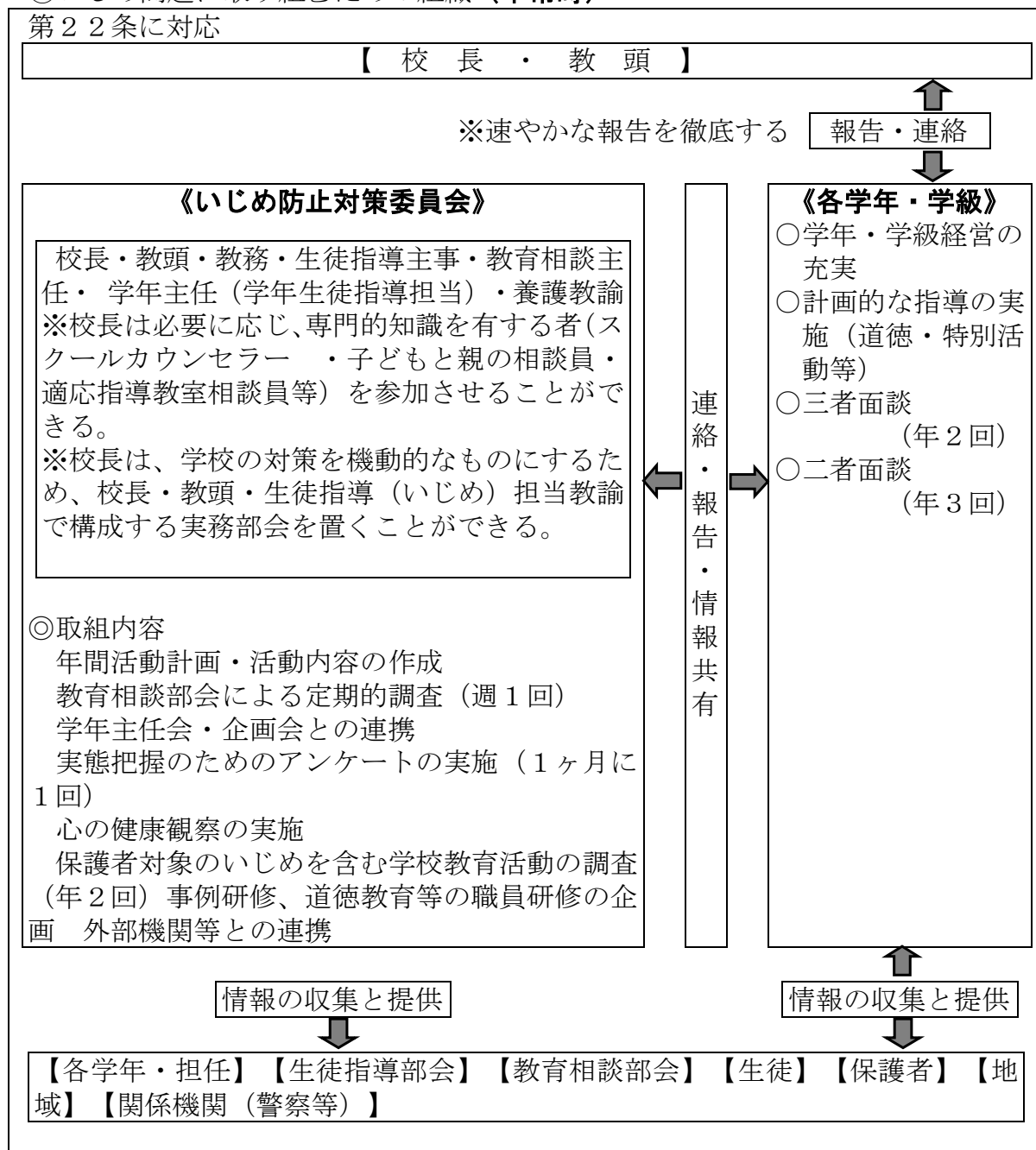
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

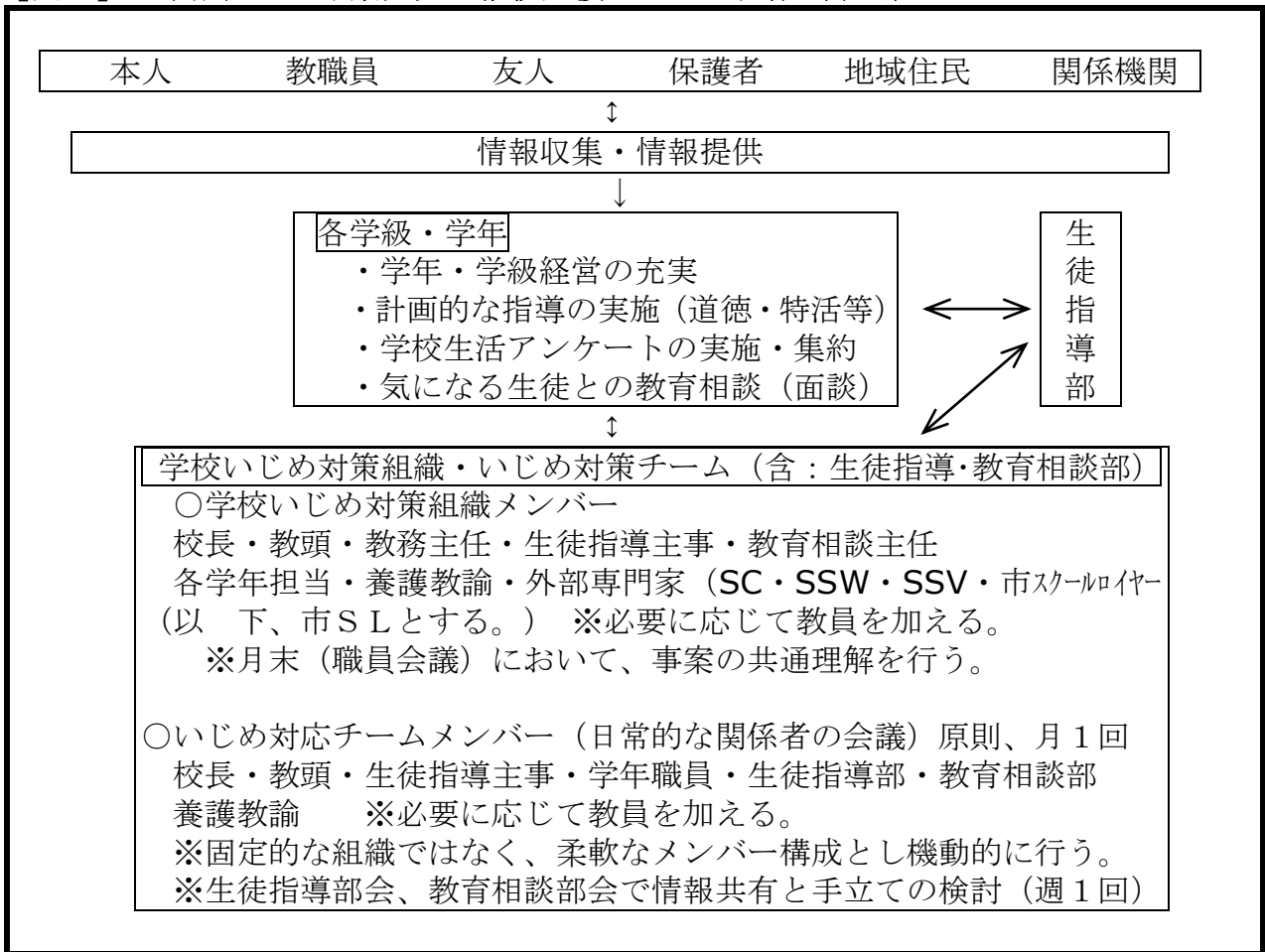
いじめは、どの児童生徒にも、どの学級や集団でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

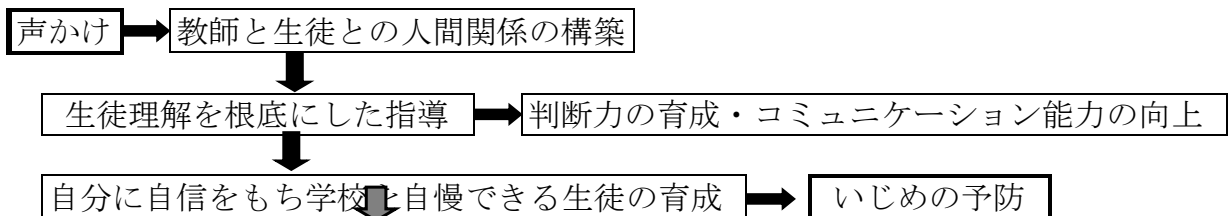


【図1】◆未然防止・早期発見・継続支援のための組織（常時）



②生徒のよさを伸ばす教師のかかわり

本校の実態として、基本的な生活習慣の身に付いていない生徒の多くは、これまでの生活経験の中で、自己肯定感や成就感を味わう経験が乏しい生徒である。それが規範意識の低さに結び付いている。また、そういった生徒の多くはコミュニケーション能力や表現力が不十分である。コミュニケーション能力の不足は交友関係のトラブルにもつながり、いじめに発展するケースも少なくない。まずは、生徒の基本的な生活習慣の定着を図るため「生徒指導事始め」の共通理解や教師側で一人一人への「声かけ」の共通実践を図る。



③授業における生徒指導

ア 学習規律の確立

授業開始時刻を守る、人の話をしっかり聞くなど基本的な学習規律の定着を図ることは落ち着いた授業の成立の最低条件である。

イ わかる授業の展開

学習意欲の低下や否定的態度をまねかないように、また発言に対するひやかしやからかいの雰囲気を生まないために、全ての生徒が参加でき、活躍できるわかりやすい授業づくりに努める。

※上記を目指す授業力向上・授業改善のために授業を担当する全ての教員が公開授業を行い、相互参観と事後協議をする。

④互いを認め合う集団づくり

ア 居場所のある学級づくり

学級の生徒一人一人が活躍でき、支持的風土のある学級の雰囲気づくりをする。
・→朝の会、帰りの会、清掃活動、特別活動の充実など

イ 倫理観・道徳観の育成

「道徳」の授業を通して、思いやりや生命・人権を大切にする心の育成を図り、実践化に結び付ける。

→道徳教育推進教師を中心とした教材の選択と授業計画

⑤開発予防的な生徒指導の取組

生徒が人と関わる喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得できるよう、生徒主体の学校行事や生徒会主導の行事を企画・運営する。また、生徒が中心になり、望ましい生活について考え実践する行事を企画・立案するための支援をする。⇒中央委員会・戸頭中フォーラムの実施

⑥「いじめ撲滅五か条」の策定と掲示

平成27年度に生徒会で策定した「いじめ撲滅五か条」を職員室前廊下・学年掲示板に掲示し、生徒に意識付けることで、いじめの未然防止に努める。

戸頭中学校 「いじめ撲滅五か条」

第一条 全生徒は、暴力・暴言を許さない。

第二条 全生徒は、強い意志と勇気をもつ。

第三条 全生徒は、声をかけ合い、助け合う。

第四条 全生徒の個性は、尊重される。

第五条 全生徒は、互いの気持ちを考え、行動する。

⑦情報モラルに関する教育の充実

道徳や学級活動のなかで、SNSの使い方などをテーマにした授業を行い、インターネットの活用について自分で判断し、適切に活用できるように指導する。また、ゲストティーチャーなどを招いて、様々な視点から情報モラルについて考えることができるようにする。インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくい。ため、学校は生徒から情報を収集し、その把握に努める。さらに、学校ホームページや生徒指導通信を通して情報モラルに関することを発信したり、PTA行事等で生徒・保護者向けの情報モラルの研修会も実施したりするなどして保護者への啓発と家庭との連携を図る。

⑧傍観者教育の実施

外部の専門家による、脱いじめ・傍観者のためのいじめ防止に関する授業を行い、生徒への意識化の徹底といじめに対する未然防止を図る。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめ

を隠したり軽視したりすることがなく、積極的にいじめを認知することが必要である。
以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

①教師と生徒の普段のかかわり

全員担任制を通して、複数の教員が交代で担任業務を行うことで、児童生徒が発する小さなサインや変化に気付き、早期発見につなげる。また、授業以外での教師と生徒とのかかわりの時間をできるだけ多くする。教師が授業と授業の間の休み時間に、次の授業の教師が来るまで意図的に残り、生徒との何気ないかかわりや会話を通して、いじめ等の未然防止を図るとともに、生徒理解を深める。いじめに関わる情報があった場合には、当該生徒を見守るために、時間ごとに教職員の配置を特別に計画する。気になる点は、職員室内のホワイトボードを活用し、学年内で話題にしたり、全職員で情報を共有したりするとともにいじめ防止対策委員会、生徒指導部会や教育相談部会に報告する。

②いじめ防止対策委員会・教育相談部会での検討

月1回実施されるいじめ防止対策委員会や毎週定例で実施される教育相談部会で気になる生徒の情報共有をし、より大勢の目で当該生徒を見守り、組織で対応する。また、学校を欠席した生徒に対する教職員の対応については「生徒指導事始め」にて共通理解した内容を共通実践する。

③いじめに関するアンケート・学校生活調査の実施

「いじめに関するアンケート・学校生活調査」を毎月実施し、生徒の人間関係等の実態把握をする。インターネットを介してのいじめについても内容に入れる。アンケート後の対応を以下に示す。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. アンケート実施後、学年職員でアンケートを確認する。2. 学年主任がアンケート結果を集約し、気になることを記載した生徒には、アンケートを実施した日に面談の時間を設け、事実を確認する。3. 学年主任がアンケート内容と面談結果を校長・教頭・教務主任・生徒指導主事教育相談主任に報告し、いじめと判断した場合は図2の通りに対応する。 |
|--|

④教育相談の充実（教育相談部会が中心となっていく。）

担任が適時実施する面談とは別に、二者面談を年3回（7月、11月、2月）実施し、生徒たちの悩み等を聞き、よりよい生活に結び付ける。子どもと親の相談員やスクールカウンセラーの積極的な活用にも結び付ける。

⑤生徒指導だよりを通じた保護者への啓発

生徒指導だよりの内容に定期的に「いじめ防止」の啓発を図る内容を記載し、保護者にも気軽に相談や通報ができる体制をつくる。また、関係諸機関の相談先等も周知する。

⑥関係諸機関との情報連携

生徒の情報連携を図るために、所轄警察及び市子育て支援課と定期的に連絡をとり、情報交換や話合いの機会をもつ。

⑦家庭及び地域との連携

家庭との連携を密にとる。何かあった際の連絡だけでなく、生徒の些細な頑張りや良さも伝えることを意識し、よりよい連携ができるような関係を築いておく。担任ばかりでなく、部活動顧問も同様の意識で実践する。また、地域の民生委員や主任児童員、PTA役員とも連携し、地域で生徒を見守り、心配なことがあった場

合には学校に連絡してもらえらる協力体制を構築する。

⑧いじめ問題に関する研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する職員研修を研修計画に位置付け実施し、教職員のいじめ防止等に関する資質の向上を図り、早期発見に努める。また、インターネットによるいじめの特徴と対応について研修し、迅速な対応ができるようにする。

⑨いじめ防止アプリの運用

教育委員会、市教育総合支援センターいじめ対策推進室と学校との連携をさらに強化する。いじめ防止についての意識を確実にを行い、本市で導入しているいじめ防止アプリの活用により早期発見・早期対応を徹底する。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行った生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、家庭や教育委員会、市教育総合支援センターへの連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る等、組織的な対応を行う。特に個々の生徒への指導の前後に教職員間で指導内容を協議するとともに、複数体制で対応する。

以下は、本校におけるいじめへの早期対応の取組である。

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無をきちんと確認し、「緊急いじめ対策委員会」を開催し、対応について検討する。また、全職員で情報を共有し、情報連携と行動連携が図れるようにする。

②いじめへの対応

ア いじめ問題を発見したときには、学年職員だけで抱え込むことなく、組織で対応を協議し、的確な役割分担のもといじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集（アンケート・聞き取り等）を慎重かつ綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、教育上必要があると認められたときには、適切に懲戒を与える。

ウ いじめられている生徒や通報者に圧力をかけることのないよう指導したり、別室で学習したりする等を行う。さらには、学校教育法第35条の「出席停止」まで視野に入れて指導する。

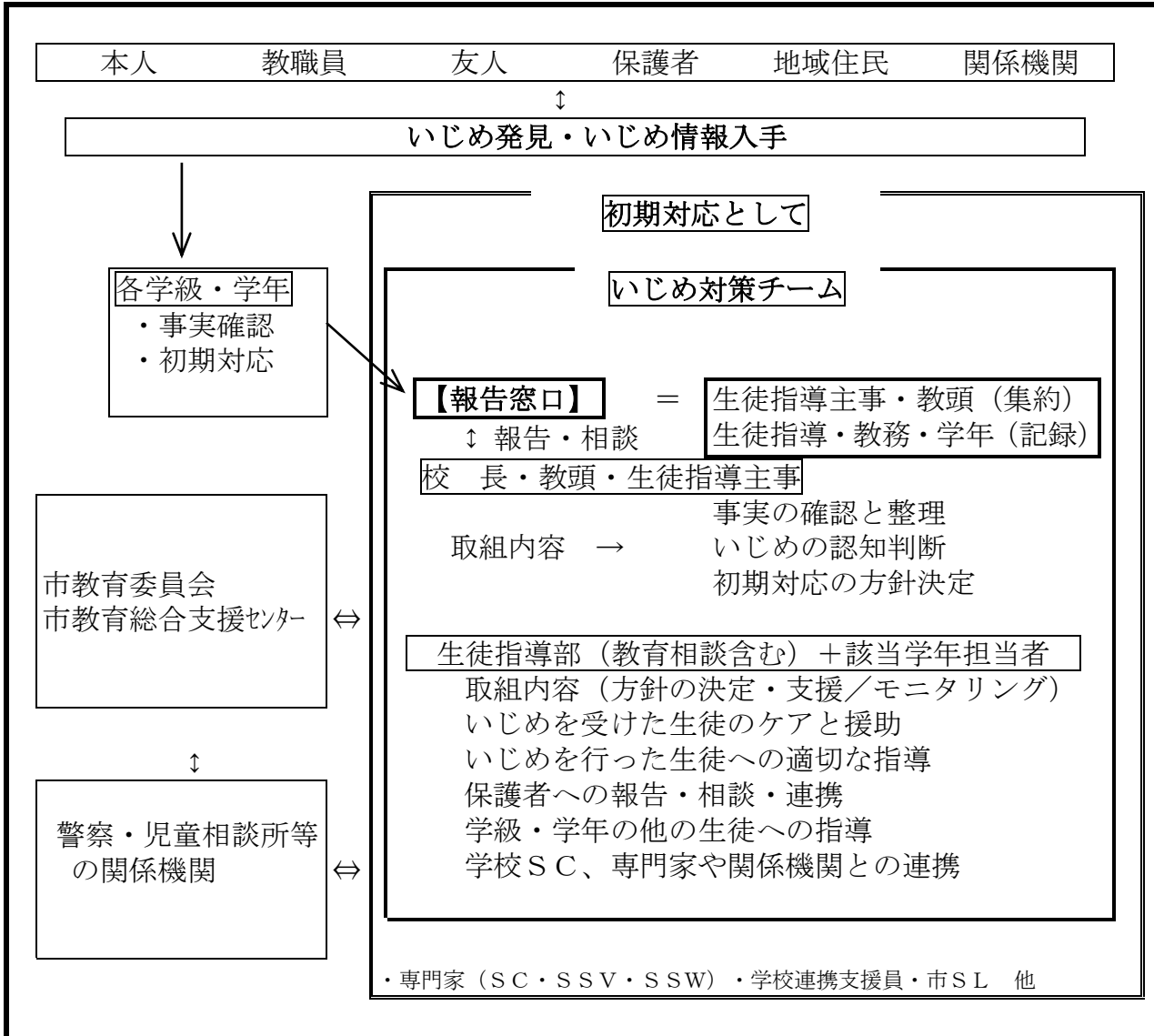
エ 指導にあたっては、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。傍観者の立場にいる生徒にもいじめているのと同様であることを指導する。

オ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有する。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会、教育総合支援センター及び所轄警察と連携して対処する。

キ インターネット上で不適切な書き込みを行った場合は、削除させるなどの指導を行い、削除できない場合は、プロバイダに削除を求めるなど、関係機関への相談や協力を求める。

【図2】◆いじめ事案発生時の対応組織（重大事態以外）



③いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、すぐにやめるよう指導するとともに、決して繰り返さないよう指導する。

また、いじめを行った子どもの保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さをいじめを行った子どもとともに認識させ、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。さらには、その後の子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言等をする。

④重大事態と判断されるべきいじめへの対応

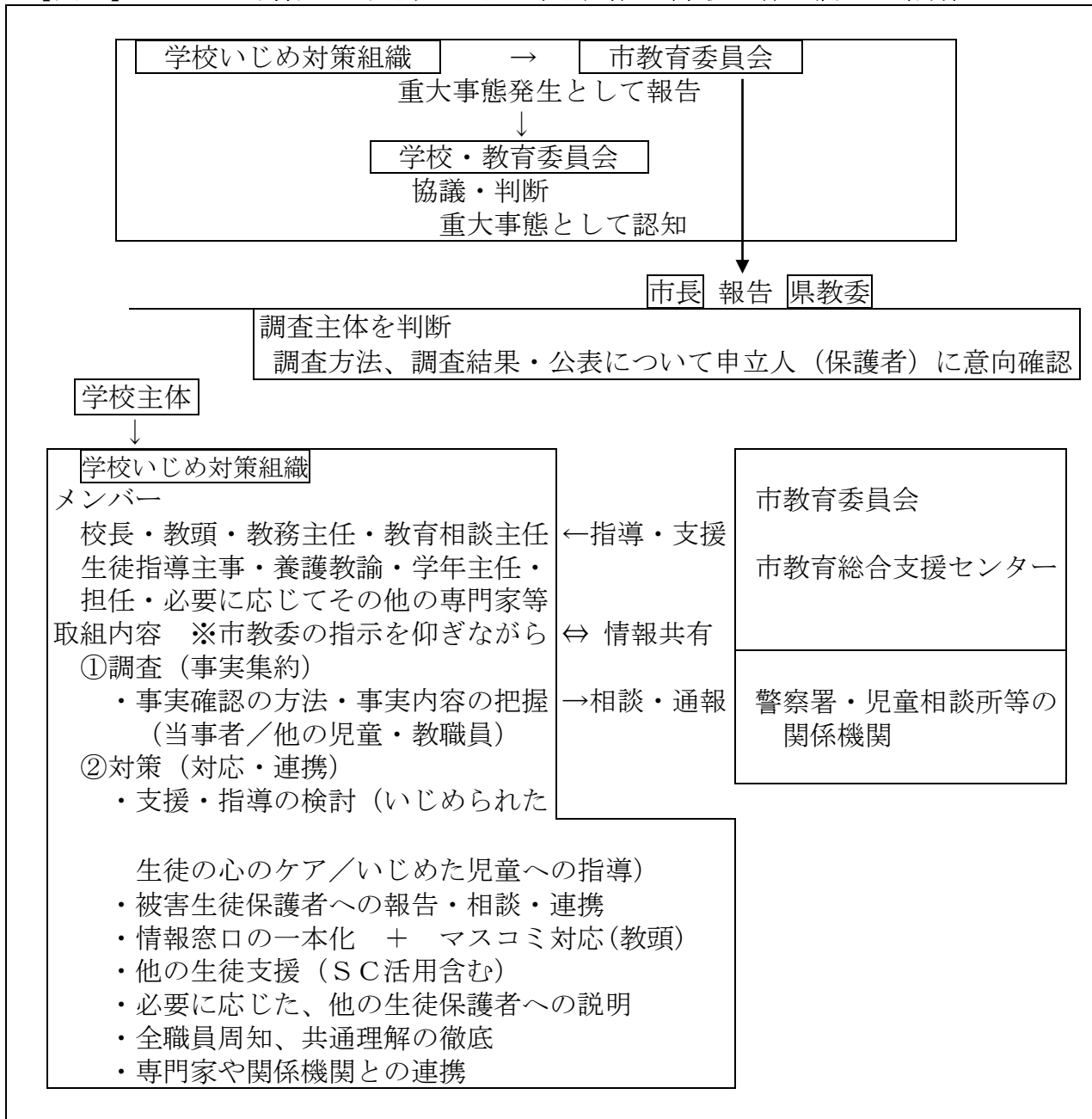
いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

(個々の事案が重大事態かどうかの判断は、学校と市教育委員会とが連携して協議した上で、慎重に判断する。)

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

【図3】◆いじめ事案重大事態発生時の対応組織（学校主体の調査の場合）



ウ 上記組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を行う。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒、その保護者に対して、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止、また、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力を行うなど、毅然と対応する。

カ いじめの周辺にいる生徒の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラーを緊急に派遣する等、必要に応じて市教育委員会、教育総合支援センターと連携し活用する。

4 その他の重要事項

いじめを隠蔽せず、実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの予防、早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

- 令和2年6月15日 いじめ対策防止委員会にて検討、改訂
・教育相談部会に関する内容の追加
・アンケート・二者面談の時期の見直し
- 令和3年2月26日 いじめ対策防止委員会にて検討、改訂
・取手市いじめ防止基本方針をもとに改訂
- 令和5年1月7日 いじめ対策防止委員会にて検討、改訂
・いじめ防止対策委員会に実務部会を設置
- 令和6年3月28日 学校いじめ対策組織にて検討、改訂